

令和 6 年
9 月 舟橋村議会定例会会議録（第 1 号）

令和 6 年 9 月 2 日（月曜日）

議 事 日 程

令和 6 年 9 月 2 日 午前 10 時 00 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 27 号から議案第 36 号まで及び報告第 2 号

（提案理由の説明、決算審査報告）

議案第 27 号 舟橋村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件

議案第 28 号 舟橋村国民健康保険条例一部改正の件

議案第 29 号 専決処分の承認を求める件

議案第 30 号 令和 6 年度舟橋村一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 31 号 令和 6 年度舟橋村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 32 号 令和 5 年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件

議案第 33 号 令和 5 年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 34 号 令和 5 年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 35 号 令和 5 年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 36 号 令和 5 年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件

報告第 2 号 令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（7 名）

1 番	小 杉 知 弘
2 番	古 川 元 規
3 番	加 藤 智恵子
4 番	田 村 馨
5 番	森 弘 秋
6 番	竹 島 貴 行
7 番	前 原 英 石

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村 長	渡 辺 光
教 育 長	土 田 聡
総 務 課 長	山 崎 貴 史
生 活 環 境 課 長	田 中 勝
会 計 管 理 者	林 輝
代 表 監 査 委 員	川 崎 正 夫

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松 本 良 樹
---------	---------

午前 10 時 00 分 開会

開 会 の 宣 告

○議長（前原英石） ただいまの出席議員数は 7 人です。定足数に達していますので、令和 6 年 9 月舟橋村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（前原英石） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、

1 番 小 杉 知 弘 議員

2 番 古 川 元 規 議員

を指名します。

会 期 の 決 定

○議長（前原英石） 日程第 2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 13 日までの 12 日間とし、審議終了までとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 9 月 13 日審議終了までとすることに決定しました。

議案第 27 号から議案第 36 号まで及び報告第 2 号

○議長（前原英石） 日程第 3 議案第 27 号 舟橋村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件、議案第 28 号 舟橋村国民健康保険条例一部改正の件、議案第 29 号 専決処分の承認を求める件、議案第 30 号 令和 6 年度舟橋村一般会計補正予算（第 3 号）、議案第 31 号 令和 6 年度舟橋村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）、議案第 32 号 令和 5 年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件、

議案第 33 号 令和 5 年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 34 号 令和 5 年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 35 号 令和 5 年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 36 号 令和 5 年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件、報告第 2 号 令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書、以上 11 件を一括議題といたします。

(提案理由の説明)

○議長（前原英石） 村長より提案理由の説明を求めます。

渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 本日ここに令和 6 年 9 月定例村議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私共にご多忙の中ご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

まずは冒頭に、8 月 31 日に報道があったとおり、役場内でのハラスメント事案の発生及び職員の懲戒処分について、自身の就任以降、ハラスメントのない、笑顔ある職場環境を目指し、様々な取組を進めてきた途上ではありますが、このような事態を招いてしまいましたことに対し、議員各位並びに自身に期待を寄せていただきました村民の皆様には、この場をお借りして、心よりおわびを申し上げます。

今回の件の責任を重く受け止め、今後、職員の皆様に対し、より一層の心を寄せ、職場の環境の整備・改善に取り組んでまいり所存でありますので、議員各位におかれましてはご理解をいただけますことをお願い申し上げます。

それでは、本日の定例議会に提出いたしました案件の説明に先立ち、所信の一端を申し上げます。

初めに、今年度から新たにスタートさせたサンフラワープロジェクトの進捗状況であります。ヒマワリの種まきや草むしりに、村内外から多くの方にご参加いただきましたこともあり、8 月上旬から中旬にかけて、富山地方鉄道沿線の畑に背の高い、きれいなヒマワリが花を咲かせました。私自身や村の公式 SNS や第三者の SNS 等により情報が周知され、県内各所よりヒマワリを見に舟橋村を訪れた方々を確認いたしました。

サンフラワープロジェクトと関連して、7 月 1 日から舟橋村に着任した地域おこし協力隊員に立ち上げられました、村公認のデジタルコミュニティ「舟橋村 DAO」においては、現時点で日本全国から 100 名以上の方にご参加いただいております。

この舟橋村 DAO を通じてサンフラワープロジェクトに興味や関心を持たれた方がヒ

マワリ畑の草むしりに参加されたほか、現地で撮影した満開のヒマワリの写真を舟橋村 D A O 内に投稿していただいております。

サンフラワープロジェクトと地域おこし協力隊 D A O の取組が地域間の交流や村外から舟橋村に足を運んでいただくきっかけとなることを感じており、今後さらなる舟橋村の関係人口の増加につながっていくことを予見しておるところであります。

来月にはヒマワリの種の収穫を予定しておりますが、この収穫作業に村内外から多くの方にご参加いただき、収穫した種を活用した商品の開発にも、村民をはじめ舟橋村 D A O から舟橋村を応援していただいている多くの皆様から、アイデア等をいただけることを期待しております。

そして、現在仮称である「サンフラワープロジェクト」のプロジェクト名及びロゴの作成も行う予定にしています。

10月に公募を実施し、応募された案を基にして、年度内に投票等で決定することとしています。選考等の過程には、デザインアドバイザーへ業務を委託しつつ、村内外の皆さんの意見や職員の思いを込めたプロジェクト名とロゴを完成させたいと考えています。

次に、舟橋村の公共交通の在り方をはじめ、未来へと持続するまちづくりを目指すため、本議会にて補正予算要求をさせていただいた、次世代プロジェクト創出に向けた住民意識調査についてであります。

舟橋村の現状と課題として、村外への高齢者向けの移動手段の確保、世代間の交流の希薄化、医療環境の整備、地場産業の活性化などが挙げられますが、具体的な事業を進めていくためには、村民のニーズを正確に捉えて、効果的な取組を検討することが必要となります。

そのためにも、まずは全年齢層の村民を対象として、満足度や価値観、考え方を可視化するアンケート調査を実施し、村民の皆さんの意識や将来への考えを把握・分析したいと考えております。

そして、分析によって得られたデータを基に公共交通施策などの検討を行い、来年度には国の交付金を活用した事業の実施につなげたいと考えております。

また、来年度は、令和3年度に策定した第2期舟橋村総合戦略の改定時期を迎えております。今期は「子育て共助のまちづくり」「舟橋型子育て支援」の深化」をコンセプトとして、子育て世代に選ばれるまちづくりを進めてきたところですが、第3期の戦略の

策定に当たっては、今期進めてきた取組の検証結果を踏まえるとともに、分析から得られたデータを活用したいと考えております。

それでは、本日提案しております案件について、ご説明申し上げます。

議案第 27 号 舟橋村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める一部改正の件につきましては、国の基準を定めた厚生労働省令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 28 号 舟橋村国民健康保険条例の一部改正の件につきましては、国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 29 号 専決処分の承認を求める件につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、予算案件 1 件を専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

議案第 30 号 令和 6 年度舟橋村一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ 4,441 万 8,000 円を追加し、予算の総額を 21 億 3,064 万 5,000 円とするものであります。

今回の補正の主なものは、村道東芦原舟橋駅線道路改良工事に係る費用 1,024 万 6,000 円、地方創生に関するコンサルティング業務及び次世代プロジェクト創出に向けた住民意識調査業務に係る費用 972 万 6,000 円、古海老江地区水門改修工事に係る費用 382 万 6,000 円等であります。

その財源といたしましては、前年度繰越金 3,685 万 8,000 円、諸収入 444 万円及び村債 310 万円等を充当しております。

議案第 31 号 令和 6 年度舟橋村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ 773 万 9,000 円を減額するものであります。

議案第 32 号から議案第 36 号につきましては、令和 5 年度一般会計及び特別会計 4 件の歳入歳出決算につきまして、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

報告第 2 号 令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書の件につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。

以上、提案いたしました案件につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、何と

ぞ慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前原英石） 提案理由の説明が終わりました。

（決算審査報告）

○議長（前原英石） ここで、令和５年度舟橋村一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の監査報告を求めます。

川崎正夫代表監査委員。

○代表監査委員（川崎正夫） 指名を受けましたので、決算審査報告を申し上げます。

決算審査報告書。

地方自治法第２３３条第２項の規定に基づき審査に付された令和５年度舟橋村一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づいて審査に付された令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、議会選出の森弘秋委員とともに慎重に審査を行いましたので、その結果の概要を報告いたします。

決算審査は去る８月２６日及び８月２８日に実施いたしました。審査に当たっては、令和５年度舟橋村歳入歳出決算書、関係諸帳簿、証拠書類及び関係職員からの聴取などを行い、また例月出納検査の結果に基づき審査した結果、計数は関係諸帳簿に符合しており、正確かつ適正に執行されていることを認めました。

それでは、決算の概要について説明申し上げます。金額は千円以下切捨てにて申し上げます。

一般会計の歳入決算額は２２億７，０１６万円、歳出決算額は２０億５，６５８万円、翌年度へ繰り越すべき財源６１７万円を差し引いた実質収支額は２億７４１万円の黒字となっております。

特別会計全体の歳入決算額は２億９，７２１万円、歳出決算額は２億８，１１５万円、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は１，６０５万円の黒字となっております。

令和５年度末現在、財産の状況は、財政調整基金が８億５，５００万円あり、基金全体では９億３，８８４万円と、令和４年度末より１億１，１６３万円増加しております。不測の事態への蓄えや将来的な投資への原資が一定額確保されているものと考えます。

令和５年度末の村債残高は、一般会計１８億３，６５４万円、簡易水道事業特別会計

3億3,150万円であります。前年度に比べ一般会計で2,981万円の減少、簡易水道事業特別会計で2,025万円の減少となり、合計では5,006万円減少しております。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率については、関係法令に準拠して算定されており、計数も決算書等と符合し、いずれも適正であると認めました。

実質公債費比率は8.8%と、前年度より0.8ポイントの改善、将来負担比率は44.6%と、前年度より16.5ポイント改善しております。いずれの指標も法令の定める早期健全化基準、財政再生基準の値を下回っていることを確認いたしました。引き続き安定した財政運営に取り組まれるよう要望いたします。

以上のことから、本村の財政状況は健全に維持されているものと認められます。

しかしながら、経済情勢の先行きが不透明である中、財政を取り巻く環境は、人口減少に伴う税収減や地方交付税の交付減など、今後厳しさを増すことが予想されます。

本村においては、歳入では、人口増による村税の伸びは若干見込まれるものの、依然として地方交付税など依存財源に頼らざるを得ない財政構造は今後も続くと予測されます。

歳出では、子育て世帯及び高齢者の増加に伴う福祉対策、震災、水害等の自然災害に対応した防災対策、公共施設の老朽化対策など、より一層村民が安心して暮らせる村づくりが求められております。

引き続き健全財政の堅持と事務事業の最適化を図りながら、舟橋村総合計画並びに総合戦略の実現に取り組まれるよう要望いたします。

決算審査の意見としましては、1、村税滞納繰越分の収納状況は、前年より滞納額が増加していることから、引き続き積極的な滞納整理に努められるよう要望します。

2、子育てしたくなる村づくりに向けて、子育て世帯向け施策が拡充されておりますが、一方で高齢者も増加する中、高齢者に対する安心な村づくりにも配慮されることを要望いたします。

3、財政健全化指数等については、数値が改善されております。職員一人一人が経費節減に努め、事業の適正、公正、継続的な執行に努められるよう要望します。

以上、決算の概要を簡単に申し上げ、令和5年度決算審査の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（前原英石） 監査報告が終わりました。

散 会 の 宣 告

○議長（前原英石） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前 10 時 19 分 散会